相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都大田区中央三丁目四四一番地、最後の住所東京都大田区中央八丁目一九番一七号　被相続人　亡　佐藤　正道

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年五月十三日

事務所東京都千代田区丸の内二丁目六番一号丸の内パークビルディング森・濱田松本法律事務所

相続財産管理人　弁護士　山元　裕子（登録姓　安永）

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市栄区桂台北二〇八一番地四〇、最後の住所東京都渋谷区幡ケ谷三丁目二三番六号ＢＬＯＭ・ＨＡＴＡＧＡＹＡ二〇三　被相続人　亡　松浦　史明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年五月十三日

東京都港区虎ノ門三丁目一〇番四―八一〇号山口雅主法律事務所

相続財産管理人　弁護士　山口　雅主

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市戸塚区平戸町五八二番地一二、最後の住所横浜市戸塚区平戸町五八二番地一二コスモ東戸塚グランパルクＡ―六〇六号　被相続人　亡　中村　仁一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年五月十三日

横浜市中区日本大通一八　ＫＲＣビルディング三〇七号室

相続財産管理人　弁護士　本間　春代

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都品川区戸越三丁目九一四番地、最後の住所川崎市幸区中幸町二丁目一八番九　被相続人　亡　小林　里子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年五月十三日

川崎市川崎区榎町一番八号ニッコービル三階小山法律事務所

相続財産管理人　弁護士　狩野　直哉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県北杜市白州町台ヶ原一七五番地、最後の住所川崎市幸区河原町一番地三七クロスハート幸・川崎　被相続人　亡　埴原　久吉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年五月十三日

横浜市鶴見区鶴見中央四丁目二九番一七―六〇八

相続財産管理人　司法書士　武山　和弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県金沢市泉三丁目八番、最後の住所石川県金沢市泉三丁目八番三二号　被相続人　亡　梅田　和宏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年五月十三日

事務所石川県金沢市兼六元町一一番一六号オレンジライト法律事務所

相続財産管理人　弁護士　前川　直善

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県相模原市中央区田名七二七一番地一、最後の住所山梨県北杜市大泉町西井出八二四〇番地六六六五　被相続人　亡　請井　正孝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年五月十三日

山梨県甲府市宝二丁目三番四号内田法律事務所

相続財産管理人　弁護士　武藤　高晴

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市西区那古野二丁目二一九番地、最後の住所名古屋市熱田区五番町三番六号有料老人ホーム虹の郷　被相続人　亡　成田　種子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年五月十三日

名古屋市東区白壁二丁目一番地二一コンセール白壁三階せせらぎ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　伊藤　幸紀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市山科区北花山寺内町七三番地、最後の住所滋賀県草津市追分町一二四八番地ファミールＤＡＮ二―Ａ号　被相続人　亡　折笠　隆文

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年五月十三日

事務所滋賀県大津市梅林一丁目三番一三号リンカーンビル三階大津駅前法律事務所

相続財産管理人　弁護士　遠藤　大輔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神戸市中央区上筒井通五丁目六番地の三、最後の住所神戸市中央区上筒井通五丁目三番五号　被相続人　亡　村田　政子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年五月十三日

神戸市中央区京町七一番地山本ビル六階高島法律事務所

相続財産管理人　弁護士　高島　章光

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮崎県都城市鷹尾五丁目四三三三番地、最後の住所宮崎県都城市天神町一六街区一七号　被相続人　亡　今永　宏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年五月十三日

宮崎県都城市北原町二三街区四号

相続財産管理人　司法書士　児玉　友愛

債権申出の公告（第二回）

当社は、平成二十六年四月一日厚生労働大臣の承認により企業年金制度を終了いたしましたので、当社に確定給付企業年金にかかる債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十六年五月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年五月十三日

佐賀県佐賀市松原四丁目二番一二号

株式会社佐賀共栄銀行

確定給付企業年金清算人　岩永　妙子

第六十三回定時株主総会招集のお知らせ

平成二十六年五月二十日（火）午前十時より東京都渋谷区笹塚一丁目六二番二号、東日本交通株式会社会議室において、当社の第六十三回定時株主総会を開催し、左記事項を付議いたしますから御出席下さいますようお知らせいたします。

平成二十六年五月十三日

東京都渋谷区笹塚一丁目六二番二号

東日本交通株式会社

代表取締役社長　榎元　正人

株主各位

会議の目的たる事項

第一号議案　第六十三期（自平成二十五年四月一日至平成二十六年三月三十一日）事業報告、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表承認の件

第二号議案　剰余金について、およびその他の処分に関する件

第三号議案　その他